

日本クマネットワーク規約

2003年2月8日改訂
2003年12月20日二次改訂
2006年1月22日三次改定
2006年10月1日四次改定

第一章 総則

第1条 「名称」

本組織は「日本クマネットワーク」、英名「Japan Bear Network」、略称「JBN」とする。

第2条 「目的」 本組織は、日本における人間とクマ類との共生をはかるために必要な様々な活動、調査・検討および情報交換をおこなうことを目的とする。

第3条 「事業」 本組織は、その目的を達するために、次の事業を行う。

- 1 総会の開催。
- 2 講演会などの学術的会合や教育啓蒙のための会合の開催および後援。
- 3 全国的な連携を必要とする活動、調査、研究を行うプロジェクト。
- 4 緊急性の高い問題について、情報交換と社会への働きかけ。
- 5 日本クマネットワークのホームページの管理運営。
- 6 会員相互の意見交換のためのメーリングリストの開設。
- 7 ニュースレター（JBN ニュースレター）の発行。
- 8 その他、本会の目的達成のために必要な諸事業。

第二章 会員

第4条 本組織は、その目的に賛同する者による会員制とする。

第5条 「入会」 本組織に入会を希望する者は、会費を添えて事務局に申し込む。

第6条 「権利」 会員は次の権利を有する。

- 1 本会主催の各種行事、総会に出席すること。
- 2 ニュースレターの配布を受けること。
- 3 メーリングリストに登録し、意見交換を行うこと。
- 4 本組織の役員の選挙権と被選挙権。

第7条 「義務」 会費を前納する義務を有する。

第8条 「除名」 会員が次のいずれかに該当するときは、地区委員が総会に提案し、その議決をもって除名を決定する。

- 1 本組織の名誉を著しく傷つけ、又はこの組織の目的に反する行為があったとき。
- 2 本組織の会員としての義務に著しく違反したとき。

第8条の2 「自動退会」

会費を3年をこえて滞納したものは自動的に退会の扱いとして会員名簿から削除する。ただし過去の滞納分を支払うことにより会員の身分を回復できる。

第8条の3 「再入会」

除名の扱いを受けたものが再入会を希望する場合、代表、事務局、および地区委員の審査を必要とする。

第三章 役員

第9条 「種別」 本組織に次の役員をおく。代表1名、副代表1名、事務局長1名、事務局員数名、会計幹事2名、監査役2名、クマ保護管理推進委員長1名、国際交流委員長1名、広報委員長1名、企画委員長1名、クマ保護基金委員長1名、ニュースレター編集委員長1名、各委員若干名、学生部会長1名、副学生部会長1名、地区委員各2名ないし3名。地区分けは、北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州とする。各地区委員中における責任者として、代表地区委員1名をおく。

第10条 「選出」 代表および監査役は、会員の互選により選出する。

第10条の2 別途「日本クマネットワーク改選規約」を定める。

第11条 「任期」 各役員の任期は2年（4月1日から翌々年の3月31日）とする。ただし代表及び監査役については連続する3期は任命されることができない。

第四章 機関

第12条 「総会」 総会は最高議決機関であり、代表の招集により年1回以上開催される。

第13条 「緊急動議」 地域での緊急な課題などに関して、地区委員は、当該地区の意見を取りまとめた上で、緊急動議を提出できる。提出された動議は事務局を通して、各地区に連絡されその決定に関しては各地区委員、代表、事務局長が協議の上決定する。代表および事務局長が不在の場合は、代表地区委員がJBN代表を代行する。

第14条 「事務局」 事務局は、会員、地区委員および各委員会からの情報を整理し、その情報をニュースレターにまとめて会員に提供する。

第15条 「委員会」 委員会は次に定める事業を担当する。委員会は必要に応じて委員会内にワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループのメンバーは委員会で選出し、委員長が委嘱する。委員会での議決は代表、副代表、事務局長の承認を必要とする。

- 1 クマ保護管理推進委員会は、クマの保護管理にかかる具体的な事業を実施する。
- 2 国際交流委員会は、日本クマネットワークの国際問題への対応窓口となり、またIBA（国際クマ学会）との連絡、交渉を行う。
- 3 広報委員会は、ホームページなど、日本クマネットワークの全般的な広報を担当する。
- 4 企画委員会は、シンポジウムの立案など、市民への普及啓発を推進するための

活動の企画を行う。

5 クマ保護基金委員会は、活動資金を補助する基金の設立準備を行う。

6 ニュースレター編集委員会は、ニュースレターの編集、発行および会員への発送を行う。

7 学生部会は、学生会員間の交流を深める活動、グッズの企画販売などを行う。

第 16 条 「地区委員会」 地区委員は、事務局から送られた情報や審議事項を地区内の会員に提供するとともに、必要に応じて地区委員会を開催し、その地区内での活動事項や調査・検討事項の意見交換や決定をおこなう。

第五章 会計

第 17 条 「経費」 本組織の経費は会費、その他の収入をもってあてる。会費は前納制とし、会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第六章 規約の変更

第 18 条 規約の変更は、総会の議決によって決定される。

付則

第 1 条 本規約は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

第 2 条 本組織の会費は年額 2,000 円とする。

第 2 条の 2 事務局が会費変更の必要性を認めた場合は、代表、事務局長、代表地区委員の協議により変更内容を事務局に諮るものとする。変更の承認には総会の過半数の同意を必要とする。

第 3 条 別途「日本クマネットワークメーリングリスト利用規約」を定める。

第 4 条 別途「日本クマネットワーク総会等傍聴規則」を定める。

日本クマネットワーク改選規約

平成 13 年 12 月 9 日承認

第 1 条 (目的)

この規則は日本クマネットワーク規約(以下「BN規約」)第三章に定める役員を公正に選出することを目的として定めるものである。

第 2 条 (選挙)

1. 選挙により代表 1 名、監査役 2 名を選出する。
2. 選挙の実施要領は本規約に従い選挙管理委員会が定める。

第 3 条 (選挙管理委員会)

1. 選挙を行うために 3 名(うち 1 名を委員長とする)からなる選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員会（委員長および委員）は、正会員のなかから代表が任命する。

3. 選挙管理委員会が欠員の場合は事務局がその任を代行する。

第4条（選挙管理委員会の事務）

選挙管理委員会は以下の事務を行う。

1. 選挙の公示

2. 被選挙資格者および選挙資格者名簿の確認

3. 投票および開票

4. 選挙結果の報告

第5条（選挙の実施時期および公示）

1. 選挙は原則として代表の改選年に開かれる総会の前の30日を越え、60日を越えない時期に実施する。

2. 選挙管理委員会は選挙の実施要領を選挙の10日前までに会員に公示する。

第6条（被選挙資格者）

1. 連続2期を経た代表以外の全ての会員は本選挙の被選挙資格者となる。

第7条（選挙資格者）

1. 全ての会員は本選挙の選挙資格者となる。

第8条（選挙方法）

1. 選挙は無記名による秘密投票とする。

2. 投票用紙は選挙管理委員会から郵送により会員に発送する。

3. 選挙は会員による投票用紙の郵送により実施する。

4. 投票期間は会員への投票用紙の発送後で選挙管理委員会が指定する日から開始し、その後14日以内（郵便局による消印有効）とする。

5. 正当な理由なくして選挙期間外に回収された投票用紙は無効とする。

6. 海外居住者など特殊事情にあり、通常の投票を行うことのできない選挙資格者はあらかじめ選挙管理委員会にその旨を申し立て許可を得ることで電子メールによる投票を行うことができる。

7. 投票用紙は様式1に従って作成する。

8. JBN 会員総数の5分の1以上の投票による選挙を有効票数とする。投票数が5分の1未満の場合は投票そのものを無効とし、役員（代表、事務局長、会計、国際委員、監査役、地区委員）の協議により改選（または役員の再選）を行うものとする。

9. 白紙投票は選考を事務局に委任したものとみなし、有効票数に含める。

第9条（選出方法）

1. 代表は選挙による最多得票者が選出される。

2. 監査役は選挙による上位2名の得票者が選出される。

3. 同一人が代表と監査役に同時に選出された場合は代表として選出し、監査役としての得

票は無効として次点者を監査役として選出する。

4．代表選挙に関して最多得票者が複数にわたる時は改選前の役員を選挙資格者とする決戦投票により代表を選出する。

5．監査役に関して第一位および第二位の得票者が2名をこえる場合は、改選前の役員を選挙資格者とする決戦投票により2名を選出する。

6．代表・監査役を除く役員は代表が指名し、総会で会員の承認を得るものとする（JBN規約第10条参照）。

第10条（選挙における不正行為）

1．選挙資格者および被選挙資格者に選挙の公正さを著しく欠く行為が明らかになった場合、選挙管理委員会は選挙の無効を総会に諮ることができる。

第11条（規約の変更）

1．本規約は総会の議決により変更しうる。

日本クマネットワークメーリングリスト利用規約

平成 13 年 12 月 9 日承認

日本クマネットワーク（以下「JBN」という）では、会員に提供するサービスとして日本クマネットワーク・メーリングリスト（以下「JBNML」という）に、下記の利用規約（以下「本規約」という）を設けております。

JBNML の運営は、本規約の内容に基づきます。

[主旨]

・JBNML は会員相互の情報交換や親睦を図り、クマ類についての知識を深めることを主な目的としたメーリングリストです。

第 1 条（総則）

- 1 . JBN は、JBN 会員のサービスとして JBNML サービスを提供します。
- 2 . 会員利用者は会費の支払等、JBN 規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとします。
- 3 . JBNML は非公開とします。
- 4 . 会員以外の投稿はできません。
- 5 . 特例として、代表及び事務局長が会の運営に必要なだと認めた非会員の参加は認めることとする。ただし、専用サイトでの過去の投稿の閲覧は不可。
- 6 . 正会員はインターネットの JBNML 専用サイトで、過去の投稿を閲覧できることとする。

第 2 条（投稿の内容）

- 1 . JBN 事務局からの連絡事項、お知らせ、JBN 通信（号外を含む）など。
- 2 . 問題の提起と議論、会員相互の情報提供、質問や問い合わせなど。
（例）クマの生態や生息状況、保護、管理、調査、研究、法律関連、被害と被害対策、有害鳥獣駆除、鳥獣保護法、生息・分布調査、行政の取りマスコミ報道などの問題点、各地で起こっている様々な問題など。なお、話題は特にクマに限定しない。
- 3 . 会員相互の親睦を目的としたコミュニケーション
- 4 . 書籍やイベント紹介などのお知らせ。
- 5 . その他有用と思われる話題や情報提供、疑問に思うこと、知りたい事柄に関する質問など。

6. JBN の活動や行事に関連した打ち合わせなど。

7. 会員相互の親睦を深める内容

第3条（利用者）

1. 日本クマネットワークの正式会員（ 1 ）であること。
2. 会員以外からの投稿、並びに会員以外への配信は原則として認めない。
3. 正式な会員の入会登録時（ 2 ）に電子メールアドレスを申告した場合、日本クマネットワーク・メーリングリストに自動的に登録されます（ 3 ）。

- 1.正式会員とは JBN に入会登録を済ませ、年会費を滞り無く納めている者を指す。
- 2.正式な会員の入会登録時とは、入会申込み手続き終了後に、会費の入金が確認された時点を指す。
- 3.日本クマネットワーク・メーリングリストへの登録は強制ではないので、ML の配送を希望しない場合には、その旨を JBNML 管理運営者に告げること。

第4条（禁止事項）

1. 日本クマネットワーク・メーリングリストの利用に当たり、次の行為を禁止 します。
 - （ 1 ）他人の著作物をその著作者に許可なく無断で転用すること。
ただし、新聞に掲載済みの記事及びインターネットで公開されている内 容につ
いては、良識の範囲内でメーリングリスト上への転用を規制しない。
 - （ 2 ）虚偽の情報を提供する等して第三者に不利益をもたらすこと。
 - （ 3 ）誹謗、中傷、わいせつ等公序良俗に反する情報を流すこと。
 - （ 4 ）その他、法律に反すると判断される行為をすること。
 - （ 5 ）原則としてファイルの添付は禁止する。
ただし、どうしても必要な場合には、事前に JBNML 管理運営者に相談 し、
その許可を得ること。
 - （ 6 ）JBNML 上で配信された内容の全て及び一部を、投稿者の許可を得ずに 他
のメーリングリストなどに転用すること。
2. 前項に抵触すると判断された時、JBN は会員利用者に通知することなく、
掲載された情報を削除することができます。
3. JBNML 上で配信された内容の全て及び一部の転用を希望する場合は、
必ず投稿者の承諾を取ること。

4. 個人のプライバシーに関することは投稿しない。

第5条（利用資格の取消）

1. 会員利用者が次の各号に該当する場合、JBNML 管理運営者の判断でメールの配信停止、

当該会員利用者の ML 利用資格を停止、または取り消すことができます。

- (1) 入会申込時に虚偽の申告をした場合。
 - (2) 第4条に該当する禁止行為を行なった場合。
 - (3) 会費の支払を遅滞し、または支払を拒否した場合。
 - (4) その他 JBNML 管理運営者が会員利用者として不相当と判断した場合。
2. 上記の理由により利用資格を停止、メールの配信の停止、または取り消した 場合、すでに徴収した会費の払い戻しは一切行ないません。

第6条（JBNML の配送中止）

1. 会員利用者が JBN を退会する場合、JBNML サービスを受けられないものとします。
2. 会員利用者が JBNML の配送の停止もしくは中止を希望する場合には、JBNML 管理運営者にその旨を知らせる。

第7条（システムの運用管理）

1. JBN 事務局長と別途事務局長が指名したシステムオペレーターが、JBNML 管理運営者として運用管理にあたる。
2. JBNML 管理運営者は JBNML の専用サイトの管理運営及びパスワードの設定と管理にあたる。

日本クマネットワーク総会等傍聴規則

2003 年 2 月 8 日承認

2003 年 12 月 10 日一部修正

この規則は日本クマネットワーク（以下、JBN）が行う会合（総会等）への傍聴を希望す

る非会員（以下、オブザーバー）の資格と遵守事項を定めたものである。

【傍聴資格】

1．オブザーバーは、JBN会員の推薦と、会合の主催者（総会幹事等）の同意により傍聴の可否を諮る資格を得る。

2．傍聴の可否を諮る資格を得たオブザーバーは会合の参加者の過半数の同意により傍聴の資格を得るものとする。

【傍聴手続き】

1．オブザーバーは、会合の開始時までには推薦者の立ち合いのもとで主催者に住所、氏名、傍聴の理由、推薦者名等を届出なければならない。推薦者の立ち合いがない届け出は無効とする。

2．傍聴の理由が正当なものであり、同意できるものである場合、会合の主催者は会合の開始時にオブザーバーの参加の可否を、会合の参加者に諮るものとする。

3．前項の2により傍聴の資格を得た後、オブザーバーは会合の行われる会場に入室できる。

【オブザーバーの遵守事項】

1．オブザーバーは会合の議事について、議事の進行を受け持つ議長等が求める場合を除き、意見を述べることはできない。

2．オブザーバーは会合の議事について議決権をもたない。

3．オブザーバーは会合の議事の進行を妨げる行為、その他JBNの活動の趣旨に反する行為をしてはならない。

4．オブザーバーはJBN代表、会合の主催者または議長等の許可なくして会合の議事内容を外部に公表してはならない。

【遵守事項の違反】

1．JBN代表、会合の主催者、議長等はオブザーバーが遵守事項に反する行為を行った場合、オブザーバーに会場からの退席を命じることができる。

2．遵守事項に反する行為を行ったオブザーバーは会合の出席者の過半数の同意により傍聴資格を失う。

3．無許可による議事内容の公表など事後的な違反行為の場合、JBN代表、会合の主催者または議長等の協議により、オブザーバーに公表内容の撤回を求め、その後の傍聴資格の停止を命じることができる。

4．傍聴資格を失ったオブザーバーは原則として以後2年間、傍聴の資格を得ることができない。

5．オブザーバーが遵守事項に違反する行為を行った場合、オブザーバーの推薦を行ったJBN会員は原則として以後2年間、オブザーバーを推薦する資格を失う。